

資料②

笠松町
第5次総合計画
(基本構想部分素案)

笠松町
平成 22 年 9 月

II 基本構想

1 まちづくりの理念(基本理念)(案)

本町では、第4次総合計画により地域の特性を活かした「笠松独自の魅力づくり」と、住民と行政それぞれの力と知恵の調和による「住民と行政との新たなパートナーシップづくり」によるまちづくりを進めてきました。

これから進める新たなまちづくりでは、これまでの成果と進むべき方向性を継承しつつ、新たな社会環境の変化や地域課題に対応した、将来に向けて持続可能なまちをめざしていきます。

本計画では、本町の持つ歴史や文化、清流木曾川に代表される恵まれた自然など個性ある資源の活用と、多様な住民や地域がお互いを認め合いながら共に成長し、それぞれの個性を魅力へと高めるとともに、住民と行政が自立して、それぞれの役割をしっかりと担うことで、町全体が調和ある輝きを放つような一体感の醸成が必要であることから、「個性」を活かし「調和」を大切にしたまちづくり」をこれから進めるまちづくりの理念とします。

3次総

町民憲章の精神をふまえ、自然環境と調和のとれた岐阜都市圏の一翼を担う生活文化都市をめざすとともに、町民が手をつなぎ共に築く人間味豊かなふれあいを大切にするまちづくり

4次総

“調和”を大切にしたまちづくり

5次総(案)

“個性”を活かし“調和”を大切にしたまちづくり

2 まちづくりの将来像(案)

| 将来像 | 計画期間 |
|---|-------------------|
| 清流木曾川に抱かれた住みよい豊かな商工業都市 | 昭和 50 年度～昭和 59 年度 |
| 清流木曾川にいだかれこころ豊かな連帯社会 | 昭和 56 年度～平成 2 年度 |
| 木曾の清流にいだかれた個性豊かな生活文化都市 人・自然・文化の調和～“静”から“動”へのプロローグ～ | 平成 3 年度～平成 12 年度 |
| 清流木曾川に抱かれた個性豊かな生活文化都市 ～にぎわいが育む きらめく未来～ | 平成 13 年度～平成 22 年度 |
| 今後10年のまちづくりの将来像 | 平成 23 年度～平成 32 年度 |

以下事務局素案をお示しいたしますが、これに
因ることなく忌憚ないご意見・ご協議をお願い
いたします。

【メインタイトル】

- (案①) 清流木曾川に抱かれた**個性豊かな生活文化都市**
☞[4次総に掲げた将来像を引き継いだまち]
- (案②) 清流木曾川に抱かれた**いやしとやすらぎの生活文化都市**
☞[高齢化や低成長の時代の中、いやしと安らぎに満ちたまち]
- (案③) 清流木曾川に抱かれた**絆育む生活文化都市**
☞[協働のまちづくりに向けた人の絆づくりを重視したまち]
- (案④) 清流木曾川に抱かれた**ひと・まち・自然(が)輝く生活文化都市**
☞[まちの財産である恵まれた自然と健康で輝く人の力によって輝くまち]
- (案⑤) 清流木曾川に抱かれた**こころ豊かな生活文化都市**
☞[快適な暮らしを愉しむことができる、住みよいまち]
- (案⑥) 清流木曾川に抱かれた□□□□□□□□**快適空間都市**
☞[「～生活文化都市」とはせず、居心地の良いまち(快適空間)のまちを目指す]

【サブタイトル】

- (A案) 暮らし 楽しい 快適 笠松
☞[快適な暮らしを愉しむことができる、住みよいまち]
- (B案) 人彩る いのち輝くまち
☞[だれもが自分らしく健康に生き、輝くことのできるまち]
- (C案) 共感・共生の笠松人づくり
☞[多様性を認め合い、共感することで互いに高め合い、共生するまち]
- (D案) 形なきものを大切にする 人美しきまち

☞[道徳のこころなど人の心や生き方など目に見えないものを大切にするまち]

(E案) 新しい時代の新しい公共づくり

☞[「新しい公共」として協働の深化を図っていくまち]

(F案) 人つどい 人輝く 笠松

☞[賑わいと交流の創出で人が輝くまち]

(G案) 人の笑顔の花咲くまち

☞[安全で安心して笑顔で暮らすことができるまち]

(H案) みんなでつくる舞タウンかさまつ

☞[住民参画などで自分たちのまち(マイタウン)を誇りに思い、高く羽ばたく(舞)まち]

3 将来人口

(1) 総人口の設定

全国的な少子・高齢化の進行とともに、本格的な人口減少社会を迎えている中、本町においても人口の減少が予測されています。

人口減少社会の中、本町においては、今後もこれまで進めてきたまちづくりを継続し、恵まれた立地特性や地域が持つさまざまな特性を活かし、より一層この地に住む魅力を高めていくことにより、目標年次（平成32年）における人口を22,500人とします。

22,500人

(2) 年齢階層別人口の設定

社会的要因などを背景に、65歳以上の老年人口は将来に向け急激に増加すると予測されます。

また、0～14歳までの年少人口および15～64歳までの生産年齢人口については減少することが予測され、目標年次の年齢3区分別の人口を次のとおり想定します。

| | 平成17年度 | | 平成32年度 | |
|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 実数 | 構成比 | 推計数 | 構成比 |
| 総人口 | 22,696人 | 100.0% | 22,500人 | 100.0% |
| 年少人口 | 3,268人 | 14.4% | 2,722人 | 12.1% |
| 生産年齢人口 | 14,809人 | 65.2% | 13,703人 | 60.9% |
| 老年人口 | 4,619人 | 20.4% | 6,075人 | 27.0% |

4 土地利用構想

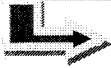
(1) 土地利用の方針

本町では次の視点を重視した土地利用を進め、地域の活力と住民生活の向上に努めていきます。

- 木曾川の自然や地域文化と共生する土地利用を図ります。
- 災害などに対する安全性を確保しながら、生活の質を高める土地利用を図ります。
- 町内外の交流を活発化し、多くの人が集い、にぎわう土地利用を図ります。
- 周辺市町の土地利用との整合性など、広域的視野に立った土地利用を推進します。

(2) 利用区分別土地利用の考え方

住居系地域



道路や下水道など生活基盤の整備を進め、住民の生活様式に応じた住環境づくりを進めます。さらに、未利用地の活用など、暮らしに身近な公園や緑地などの整備を進め、緑にあふれた快適な住空間づくりを進めます。

商業系地域



神社仏閣など、歴史的な資産を活用しながら、本町独自の街並み景観を創出し、この独自の環境の中で、住民同士をはじめ、人々が気軽にコミュニケーションできる場としての機能を高め、人が集まる土地利用を進めます。特に、少子高齢化社会を見据えた環境整備や日常的な買い物などの利便性を提供する機能を進めます。

産業・流通系地域



住宅と工場などとの用途混在を抑制しながら、既存産業の発展を促すとともに、東海北陸自動車道や国道21号、22号線など、広域的な交通条件の良さを活かし、高付加価値型無公害工場などによる産業研究機能エリアを形成するよう土地利用を進めます。

農業系地域



保水性や緑地機能など、多面的な機能をもつ農地においては、その機能を活かすとともに、良質な農産物を生産する農地としての機能を保全します。

水辺系地域



木曾川河川敷などを活用し、歩く空間や風景を楽しみながら憩える空間、歴史を思いはせながらたたくことのできる空間などとして、町内外から多くの人々がうらおいとやすらぎを求めて集まる自然共生型の土地利用を進めます。

5 基本方向

「(仮)“個性”を活かし“調和”を大切にしまちづくり」を基本理念に踏まえ、将来像「
」に向けた取り組みを進めるため、以下に、6つの基本方向を定め、各施策を展開します。

保健・医療・福祉分野

基本方向1 いのち輝くやさしいまち

誰もがそれぞれの状態に応じて健康を維持・向上させ、いきいきとした生活を送るために、健康づくりの充実はとても大切なものです。

本町では、健康寿命を延ばすことで、すべての人が健康で安心して豊かな生活を送ることができるよう、医療体制の整備に努め、地域における身近な福祉活動を育み、高齢者介護、障がい者福祉などの充実を図るとともに、次代を担う子どもが健やかに育つため地域全体での子育てを行うことのできる環境の整備を通じて、いのち輝くやさしいまちをつくります。

- 1-1 健康づくりの推進
- 1-2 母子保健の推進
- 1-3 医療体制の整備
- 1-4 地域福祉の推進
- 1-5 子育て支援の推進
- 1-6 介護・高齢者福祉の推進
- 1-7 障がい者福祉の推進
- 1-8 社会保障の充実

教育・文化分野

基本方向2 生涯にわたって自分らしく楽しく学べるまち

人々の持つ価値観が多様化する中、一人ひとりがこころ豊かに生きがいのある生活を送るためには、生涯学習の推進はたいへん重要なものです。

今後、地域が持続的に発展し活力を維持していくためには、優れた人材の育成が重要です。

幼児から高齢者まで、誰もがいつでもどこでも自分らしく学び、活動することができるよう、学びの場と学ぶための仕組みの整備の充実を図るとともに、先人から受け継いだまちの歴史や魅力ある文化の継承とその活用に努めることで豊かな人生を送ることのできるよう、生涯にわたって自分らしく楽しく学べるまちをつくります。

- 2-1 学校教育の充実
- 2-2 生涯学習の推進
- 2-3 スポーツ活動の推進
- 2-4 歴史・文化の継承と活用

基本方向3 人と自然が調和した活力あるまち

地域経済が活力を維持し、更なる活性化を図るためには、交流人口の増加などにより消費需要の増加を図るなど、日々の暮らしの中にぎわいやうるおいを創出し、活力に満ちた元気なまちであることが必要です。しかしながら、本町の産業は縮小傾向にあり、今後予想される人口減少と相まって域内消費の縮小を招き、地域経済への多大な影響が懸念されます。

一方、本町は、木曾川の水辺環境をはじめとした四季折々の豊かな自然や歴史に培われてきた伝統文化など、他の都市と比べ多くの特徴ある資源を有しており、身近な生活環境から自然環境、地球環境までを視野に入れた持続可能な循環型社会の構築が急務となっています。

本町では、住民、NPO、事業者等と行政が連携・協力し、協働でごみの減量など、環境保全への取り組みを推進することで、人と自然が共生する社会を構築し次世代に引き継ぐという責務を果たすとともに、農業や商工業の振興、まちの魅力を活かした観光やイベントなどによるにぎわいを通じ、人と自然が調和した活力あるまちをつくります。

- 3-1 環境保全の推進
- 3-2 循環型社会構築の推進
- 3-3 農業の振興
- 3-4 商工業の振興
- 3-5 観光・イベントの振興

基本方向4 便利で快適な住みよいまち

これまで右肩上がりの経済成長と人口増加を背景に、需要対応型で進めてきた都市整備は、人口減少の時代へと移り変わることで、今後は人口構成の変化に対応した持続可能な都市構造への転換が必要です。

本町では、住民生活における利便性や、都市インフラの維持整備効率の高さに重点を置き、災害に強い安全な都市基盤の整備とユニバーサルデザインの推進を基本に、利便性と自然環境が調和した快適な住環境の整備や、安全な道路をはじめとした交通環境の整備、河川、上下水道の整備などを通じ、便利で快適な住みよいまちをつくります。

- 4-1 快適な住環境の整備
- 4-2 交通環境の整備
- 4-3 河川の整備
- 4-4 下水道の整備
- 4-5 上水道の安定供給

基本方向5 安全で安心して暮らせるまち

住民が安全で安心して暮らすことができることは、生きていくうえで当たり前のことかも知れませんが、しかし、人との関わりが減少している時代の中、この当たり前のことを可能とするには、地域社会の思いやりや助け合い、つまりこれまで本町が進めてきた道徳の心を育むことが大変重要です。

昨今の情報通信サービスの高度化などは、これまでは存在しなかった質や形態の犯罪を生み出し、それが身近なところで頻繁に発生するなど、利便性の享受に合わせた生活行動の変化に伴い、様々な今日的課題が発生しています。

また、地球温暖化が原因であるとも考えられている、これまで経験したことのない規模での自然災害の発生など、日常生活における不安を解消し、住民誰もが安全で安心して暮らすことができるよう、災害に強いまちを構築するとともに、犯罪や事故のないよう、防災や防犯体制の強化が必要です。

本町では、住民の生命と財産を守るため、町の防災化を推進するとともに、自主防災組織への支援の充実や、防災対策の推進などによる災害に備えた体制の強化を図るとともに、地域との連携による日常的な防犯対策の充実や交通安全活動の推進など、協働で相互理解の下、安全で安心して暮らせるまちをつくりまします。

- 5-1 地域コミュニティ活動の充実
- 5-2 防災対策の推進
- 5-3 消防・救急対策の推進
- 5-4 防犯体制の整備
- 5-5 交通安全の推進
- 5-6 男女共同参画の推進

基本方向6 効率的で信頼される行政経営のまち

これからの行政は、行政の説明責任に基づき、住民にとってわかりやすい情報提供に努めるとともに、積極的かつ迅速な情報公開が求められています。

本町では、自治体経営の視点に立ち、住民満足度を的確に把握し、住民の意見を反映するための公聴体制を構築するなど行政の透明性をさらに向上させ、住民の価値観の多様化に適切に対応するとともに、最小の経費で最大の効果をあげることで健全な財政運営の維持に努め、効率的で信頼される行政経営のまちをつくりまします。

- 6-1 町の情報発信の充実
- 6-2 町政への住民意見の反映
- 6-3 健全な行財政運営の推進
- 6-4 窓口対応の充実

【イメージ図】

